

4 消防防災設備整備費補助金「自主防災組織活性化事業」

総務省消防庁

消防庁では、地域の防災力の鍵となる自主防災組織の結成をさらに促進するため、「自主防災組織活性化事業」を行っています。

補助対象者

市町村
（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む）

補助基準額

7,698千円

補助率

1 / 3

助成補助対象資機材等

初期消火資機材	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火）その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、除雪機、活動服一式（難燃）その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベット、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、組立式シャワー、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）その他訓練に必要な資機材

簡易格納庫あるいは防災倉庫

事務雑費

自主防災組織の防災計画策定に要する経費をいい、基準額に対する割合は、2.9%以内とする。

諸経費

防災計画に基づき訓練・研修等を実施するために必要な会場借上料、消耗品費、印刷製本費、講師謝金、講師旅費等をいい、基準額の5%以内の額とする。